

【前期 第四問】

被告人 X は、昭和 46 年 9 月から昭和 62 年 3 月までの間、T 大学医学部付属病院の第 1 内科長として同内科の業務を掌理し、内科所属の医師等を指導監督するとともに、同内科血液研究室の主宰者として血友病治療の方針を定め、同内科所属の医師に指示するなどして、血友病治療の適正を確保し、これに伴う血友病患者に対する危害の発生を未然に防止する義務に従事していた者である。

同内科では血友病患者の止血治療のために外国由来の非加熱製剤を多数の血友病患者に継続投与していた。昭和 60 年 5 月から 6 月までの間、3 回にわたり、同内科所属の医師をして、生命に対する危険がない出血症状を呈しているにすぎない血友病患者甲に対し外国由来の非加熱製剤を投与させたことにより、同人をして HIV に感染させた上、平成 4 年 10 月ころまでにエイズの症状である悪性リンパ腫を発症させ、同年同人を死亡させた。

なお、外国由来の非加熱製剤は少なからず HIV に汚染されていたが、甲に対する投与当時において、その事実に対する医学的知見は定まっていなかった。X は、血友病治療の世界的権威であり、当初は非加熱製剤の全面的使用禁止を含めた強固な対策の必要性を主張していたが、のちに製薬会社の圧力を受けて態度を軟化させ、同製剤の使用を容認した。国際的にも、同製剤の使用につき明確な危険性の認識は浸透していなかったほか、代替治療法であるクリオ製剤の使用には、医学的に様々な支障が存在した。

X の罪責を論ぜよ。

参考裁判例：東京地裁平成 13 年 3 月 28 日判決